

発委第6号

令和3年9月16日

鹿追町議会議長 吉田 稔 様

提出者 議会運営委員会
委員長 上嶋 和志

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに
会議規則第14条第3項の規定により提出します。

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月16日提出

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「令和3年9月30日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

〔提案理由〕

新型コロナウイルス感染拡大が依然として続いている状況下において、住民生活や地域経済は深刻な影響を受けている。このことから、さらなる支援策を講ずる必要があり、その財源の一助とするため議員報酬月額を令和4年3月31日まで継続して減額措置を行うものである。